平成２２年（フ）第２３８号
埼玉県所沢市三ケ島２丁目894番地
破産者　新井　俊雄
1　決定年月日　平成22年６月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第２３９号
埼玉県所沢市三ケ島２丁目894番地
破産者　新井　ヒサ
1　決定年月日　平成22年６月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第２４６号
埼玉県鶴ヶ島市大字上広谷62番地157
破産者　梅原　テル
1　決定年月日　平成22年６月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第２４７号
埼玉県鶴ヶ島市大字上広谷62番地157
破産者　小見野　廣
1　決定年月日　平成22年６月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第３６８３号
愛知県春日井市岩野町１丁目121番地　メンバーズタウン岩野101号
破産者　近藤　恭正
1　決定年月日　平成22年６月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第７６３号
名古屋市北区名城３丁目４番１―742号　市営城北荘
破産者　坂巻　立男
1　決定年月日　平成22年６月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１９号
京都府亀岡市東別院町鎌倉見立24番地113
破産者　松尾　　功
1　決定年月日　平成22年６月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所園部支部破産係

平成２２年（フ）第３４２号
神戸市中央区宮本通６丁目７番13号川畑文化201号、従前の住所神戸市中央区坂口通３丁目２番13号
破産者　川本　　保
1　決定年月日　平成22年６月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２２２号
札幌市中央区南８条西１丁目13番地　リバーハイツ伊藤
破産者　森　　弘子
1　決定年月日　平成22年７月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２５５号
札幌市東区北21条東８丁目１番５号　エイト21―501号、開始決定時の住所札幌市東区北16条東８丁目１番18―402号
破産者　鴫谷　徹美
1　決定年月日　平成22年７月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第８３９号
札幌市白石区南郷通４丁目北３番１―401号
破産者　吹田　恭子
1　決定年月日　平成22年７月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２１８号
岩手県花巻市東宮野目第１地割79番地23
破産者　小原　恵一
1　決定年月日　平成22年７月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第８９号
秋田県仙北郡美郷町六郷東根字妻の神76番地
破産者　髙橋　尚一
1　決定年月日　平成22年７月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所大曲支部

平成２１年（フ）第１４１号
山形県長井市寺泉2831番地の１
破産者　小林建築こと　小林　健吉
1　決定年月日　平成22年７月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所米沢支部

平成２１年（フ）第１０６号
千葉県山武郡九十九里町片貝2196番地４
破産者　松本登美雄
1　決定年月日　平成22年７月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２１年（フ）第１０７号
千葉県山武郡九十九里町片貝2196番地４
破産者　松本　美子
1　決定年月日　平成22年７月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２２年（フ）第９７６号
横浜市瀬谷区橋戸１丁目31番地の１　市営橋戸原ハイツ11棟501号
破産者　遠藤美知代
1　決定年月日　平成22年７月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第９０号
長野県大町市常盤6906番地57
破産者　髙橋　靖嗣
1　決定年月日　平成22年７月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

平成２１年（フ）第４０３号
岡山県倉敷市四十瀬３番地34
破産者　桑名　正人
1　決定年月日　平成22年７月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係